

第3次西脇市男女共同参画基本プランの体系 基本理念 … 一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会		アンケート調査から見る現状と課題	
基本目標	基本方針	【現状…】 ①役割分担について (1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が79.1％と最も多い。 (2) しかし、「結婚・出産・介護を機に仕事を辞めたことはあるか」の問いでは、性別で比較すると「辞めた人」は女性55.9％、男性 3.6％と、意識と現実では大きな違いがある。 (3) 「家庭でのことがらに関する夫婦の分担」についてでは、理想は全10項目で「夫婦同程度」が最も多くなっているものの、配偶者・パートナーがいる方の現実では、8項目が「主として妻」となっており、理想と現実では大きく乖離している状況がわかる。 ※ことがら…家計管理、掃除洗濯、買い物、食事の準備等、地域活動、育児、介護ほか (4) 中学生以下のお子さんを養育する方へ「1日に家事・育児に費やす時間はどのくらいか」では、女性で「4時間以上」（45.1％）が最も多くなっているのに対し、男性では2時間未満が8割以上（86.1％）で、女性の負担が大きくなっている。 ②ワーク・ライフ・バランスについて 「日々の暮らしの中での時間の使い方」では、「仕事と生活をバランスよく」を希望（69.4％）が最も多くになっているものの、現実では「仕事を優先」（41.8％）が最も多く、特に男性の50歳から59歳までと女性の30歳から59歳までが多い状況にある。 ③就労と仕事の継続について (1) 家庭で育児や介護が必要なとき、共働きの夫婦の場合、夫も妻も同じように育児・介護休業を取るのがよいとする意見が多い。 (2) 女性が働き続けるために必要なこととして、「男女ともに休業を取りやすくする職場環境（78.3％）」や「家族で家事の分担を行う（55.4％）」、「介護サービスの充実54.7％）が挙げられている。 (3) 職場に求めるものも「支援制度の整備（70.5％）」や「上司・同僚の理解（65.5％）」が上位を占めている。 ④男女の地位の平等意識について 全体として「男性優遇」と感じている人が多い。分野別では「社会通念や慣習、しきたり等（75.9％）」、「社会全体（73.4％）」、「政治の場(69.6％)」で格差を強く意識されている。 ⑤地域活動について (1) 「どのような地域活動に参加しているか。」では、男女双方40歳以上は、「自治会・町内会活動」に一番多く参加しているが、39歳以下の男女は、特に参加していないが一番多い。 (2) 参加していない理由では「人間関係がわずらわしい」が最も多い。次いで「興味が無い」となっている。 ⑥行政施策の認知度について 「男女共同参画センターの存在」及び「男女共同参画基本プラン」について、61.4％の方が知らない。 【課題…】 ・アンコンシャス・バイアスへの気づき ・固定的な性別役割分担の解消 ・男性の家事・育児への参画 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・働きやすい職場環境の整備 ・意思決定の場への女性の参画 ・誰もが参加しやすい地域活動の環境づくり ・男女共同参画センターの認知	
1 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり	(1) 人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進		
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進		
2 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進	(3) 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり		
	(1) 女性の活躍機会の拡大（女性活躍推進計画関係）		
	(2) 男性の家庭生活への参画促進		
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		
3 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進	(4) 子育て支援の充実		
	(5) 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減		
	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大		
	(2) 家庭における男女共同参画の促進		
	(3) 地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進		
	(4) 職場における男女共同参画の推進		
	(5) 学校における男女共同参画の推進		
4 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	(6) 防災・防犯における男女共同参画の推進		
	(7) 市の率先した男女共同参画の推進		
	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進		
	(2) DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実		
	(3) DV被害者への支援体制の整備		

⑦DVについて
(1) 身体的暴力を経験した人が10.8％、精神的ないやがらせを受けた人が12.5％存在する。
(2) 「どこにも相談しなかった」人が、全体で33.1％と高く、性別で見ると、女性27.7％、男性45.2％となっている。
相談先については、女性は「家族や親戚（43.6％）」、男性は「友人・知人（28.6％）」が多くなっており、「市（はびいくサポートセンター）」や、市・県（配偶者暴力相談支援センター等）は1.5％と低い状況にある。
【課題…】
・相談窓口の周知
・男性被害者への存在の気づき

国の方針 第6次男女共同参画基本計画	県・市の方針	第4次西脇市男女共同参画基本プランの体系 基本理念 … 一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女がともに輝く社会	
【目指すべき社会】 (1) 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 (2) 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会 (3) 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 (4) あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と強調する社会	○第5次兵庫県男女共同参画計画（R8～R12年度） 【重点目標と推進項目】 1 共に活躍できる基盤づくり (1) 女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備 (2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり (3) 女性や若者に選ばれる兵庫の実現 2 共に支え合う社会の実現に向けた意識改革 (4) アンコンシャス・バイアスの解消と男性の家庭への参画促進 (5) 地域の多様性を踏まえた男女共同参画意識の醸成 (6) 次世代を担う若者への教育・啓発 3 安全・安心な生活環境の整備 (7) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進 (8) ライフステージに応じた健康対策 (9) 差別・暴力等がなく安心して暮らせる環境の整備	基本目標	基本方針
		1 人権尊重と男女共同参画社会の視点に立った意識改革 【目指す姿】 アンコンシャス・バイアスを解消し、性別に関わらず誰もが自分らしく生きられる社会	(1) アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）と性別役割分担意識の解消と啓発 ・「夫は仕事、妻は家庭」などといった固定観念の背景にある思い込みを解消するための啓発 ・広報紙やホームページ等における、ジェンダー平等の視点に立った適切な情報発信の推進 ・啓発図書等の充実 第3次 1-1 2-2,3 3-2
		2 男女がともに活躍できる環境づくり 【目指す姿】 女性が能力を発揮できる環境や、男女がともに自らが望む生き方と働き方を選択できる状態	(2) 次世代を担う若者への教育・啓発 ★理工系女性人材の育成啓発 ・教職員・保護者のアンコンシャス・バイアスの解消 ・アングーマネジメントやデートDV防止授業による人権尊重の意識醸成 第3次 1-2 3-5
		3 安全・安心に暮らせる社会の実現 【目指す姿】 暴力や差別がなく、心身ともに健康に暮らせる社会	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 ・市の審議会等における女性委員割合の目標を「40～60%」と定め、積極的な登用を継続 ・女性リーダーの養成 ・自治会役員等への女性登用の推進 第3次 3-1,3,4,7 (2) 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり ★ミモザ企業制度の周知・啓発 ・子育てや介護等と仕事の両立が可能となるよう事業所への働き掛けの強化 ・男女ともに柔軟に働ける職場環境の整備推進 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 第3次 2-2,3 3-1,2,4,7 (3) 女性の活躍機会の拡大・支援 ★デジタル人材の育成 ・女性のための起業・就労セミナーや個別相談体制の継続 第3次 2-1 3-4
Ⅱ 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備・強化 第9分野 地域置ける男女共同参画の状況に応じた取組の推進 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	○第2次西脇市総合計画後期基本計画（2025～2030年度） 【将来像】 つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまちにしわき 第4章 地域特性を生かした産業といざわいがあふれるまち 政策5 新たな産業を創出する 【施策の展開】 (3) 起業・創業を支援します。 第5章 生涯活躍・共生社会の実現 政策5 男女がともに輝く社会を実現する 【目指す姿】 性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力が発揮され、お互いに支え合うことで、男女がともに輝く社会になっています。 【施策の展開】 (1) 性別による固定的な役割分担意識を解消します。 (2) 女性が活躍できる就業環境を整えます。 (3) 男女共同参画の推進体制を整えます。 (4) DV等の困難な問題を抱える女性を支援します。	3 安全・安心に暮らせる社会の実現 【目指す姿】 暴力や差別がなく、心身ともに健康に暮らせる社会	(1) 安全・安心な暮らしのための環境づくり ・誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応する子育て支援の充実 ・性の多様性を認識し、LGBT等の性的マイノリティに関する理解促進 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策等の推進 ★西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画の推進 第3次 1-1,3 2-1,3,4,5 3-3,6 (2) あらゆる暴力の根絶 ・各種ハラスメント防止に向けた意識啓発 ・メディアリテラシーの向上 ・第3次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の推進 第3次 1-3 3-2 4-1,2,3 (3) ライフステージに応じた健康増進 ★妊娠・出産を見据えた健康管理を考えるプレコンセプションケアの普及 ★フェムテックの推進（フェムテック：女性特有の悩みを先進的な技術（製品やサービス）で解決すること。） ★子育て世代女性の健康づくり支援 ・不妊・不育症への相談支援の充実 第3次 1-3

「ＤＶ防止」関連の経過、方針など（国、兵庫県）	
国の経過・方針	県の経過・方針
【主な経過（法改正の歩み）】 2001（平成13）年：「ＤＶ防止法」制定 被害者の保護と自立支援の体制を整備 2004（平成16）年：第1次改正 暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、都道府県基本計画の策定を義務化 2007（平成19）年：第2次改正。 保護命令の拡充に加え、市町村基本計画の策定を努力義務化 2013（平成25）年：第3次改正。 「生活の本拠を共にする交際相手（事実婚を含む）」からの暴力も法の適用対象となる。 2019（令和元）年：改正。 児童虐待との連携強化のため、児童相談所との協力や同伴家族の保護を明記 2023（令和5）年：第4次改正（2024年4月施行） 「重篤な精神的被害」も保護命令の対象となり、関係機関による協議会を法定化 2024（令和6）年：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」施行 従来の「保護・更生」から「権利擁護・福祉的支援」へと理念が大きく転換	【主な経過】 2006（平成18）年：「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画（第1期）」を策定 2009（平成21）年：第2期計画へ改定 2014（平成26）年：第3期計画へ改定 名称を「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」に改称 2019（平成31）年：第4期計画へ改定 市町や民間団体との連携をさらに強化 2024（令和6）年：第5期計画（2024～2028年度）開始 改正ＤＶ防止法や女性支援新法の施行を受け、複合的な困難を抱える女性への一体的な支援を盛り込む。 【主な方針（第5期計画の柱）】 (1) 啓発・教育の推進 インターネットやSNSを活用した広報や、大学生・高校生等へのデートＤＶ防止講座を拡充 (2) 市町の対策促進 市町における「配偶者暴力相談支援センター」の設置や女性相談支援員の配置を支援 (3) 相談体制の充実 ＳＮＳ相談の構築や、外国人・障害者・高齢者等のマイノリティへ配慮した相談支援を強化 (4) 緊急時の安全確保 医療・教育・福祉関係者による早期発見と、民間シェルターとも連携した迅速な一時保護体制を維持 (5) 自立支援の推進 医学的・心理的ケア、法律相談、就労支援、公営住宅への優先入居などの「生活再建パッケージ」を提供 (6) 連携強化 地域の関係機関で構成する「支援調整会議」を全庁・全市町に設置し、法定協議会として機能させる。
	アンケート調査から見る現状と課題（再掲）
	【現状…】 ⑦ＤＶについて (1) 身体的暴力を経験した人が10.8%、精神的ないやがらせを受けた人が12.5%存在する。 (2) 「どこにも相談しなかった」人が、全体で33.1%と高く、性別で見ると、女性27.7%、男性45.2%となっている。 相談先については、女性は「家族や親戚（43.6%）」、男性は「友人・知人（28.6%）」が多くなっており、「市（はびいくサポートセンター）や、市・県（配偶者暴力相談支援センター等）」は1.5%と低い状況にある。 【課題…】 ・相談窓口の周知 ・男性被害者への存在の気づき

「困難な問題を抱える女性への支援」関連の経過、方針など（国、兵庫県）	
国の経過・方針	県の経過・方針
【主な経過】 2022（令和4）年5月：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」制定。 売春防止法から独立した、女性支援のための新たな法的枠組みが構築された。 2024（令和6）年4月：女性支援新法が施行 従来の婦人相談所等は「女性相談支援センター」等へと名称・機能を変更 【主な方針】 (1) 理念の転換 従来の「保護・更生」から、「女性の福祉」「人権の尊重・擁護」「男女平等」の実現を目的とする支援へと抜本的に転換 (2) 本人中心の包括的支援 本人の意思を尊重し、抱えている問題や背景、心身の状況に応じた「最適な支援」を、発見から相談、自立まで一体的に提供 (3) 官民協働の推進 行政機関だけでなく、アウトリーチ（能動的働きかけ）に強みを持つ民間団体と対等な立場で協働し、重層的な支援体制を構築 (4) 切れ目のない支援の展開 ＳＮＳ相談、夜間見回り等のアウトリーチ、一時保護、自立支援（ステップハウスの確保等）、退所後のアフターケアまでを包括的に実施	【主な経過】 課題の顕在化… 新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭に居場所のない女性や孤独・孤立、生活困窮などの課題が急速に深刻化した。 2024（令和6）年3月：「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定 国の新法に基づき、兵庫県における今後5年間の支援の指針を定めた。 相談窓口の拡充 電話相談「ここふれ」に加え、若年層向けのSNS相談「こころちゃっと」を開設・機能拡充し、アクセスしやすい体制を整えた。 【主な方針（5本の柱）】 (1) 相談支援の強化充実（重点） 専門職によるカウンセリングの充実、SNS相談の構築、市町における「女性相談支援員」の適正配置と質の向上を図る。 (2) 安全確保 民間シェルターとも連携し、ＤＶ被害者等の生命・心身の安全を守るための避難先を確実に確保 (3) 支援体制の確立 心理的ケア、同伴児童への学習支援、就労支援など、心身の回復から自立までをパッケージで支援 (4) 関係機関・民間との連携・協働（重点） 官民で構成する「支援調整会議」を全市町に設置し、民間支援団体の地域偏在（神戸・阪神間への集中）の解消と育成に取り組む。 (5) 教育・啓発の推進 若年層（大学生・高校生等）への啓発や、社会全体の理解を深めるための広報を展開し、性暴力の未然防止や支援へのアクセスを容易にする。
	アンケート調査から見る現状と課題
	【現状…】 ⑧困難女性の状況について (1) 周囲で困難な女性を「見たり聞いたりしたことがある」は10.9%で、女性（12.2%）の方が男性（9.1%）より多くなっている。 (2) 困難な問題を抱える女性が相談できる相談機関（窓口）の認知度では、「女性相談（西脇市はびいくサポートセンター）」が23.3%、「女性のなんでも相談（西脇市男女共同参画センター）」、17.7%となっている。 一方で、「どれも知らない」は57.4%と高い。 【課題…】 ・相談窓口の周知 ・潜在的な対象者への存在の気づき